**Ｂ**-Ｉ-1　内部規程　　　　　　　　　　事業者名：

（1）**原材料及び添加物の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項**

以下の項目について、生産行程管理責任者が管理する。

○有機原料の受入時、原料生産者の認証証が最新のものであることを確認し以下を確認

**(2) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）**

**の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明**

**書の確認に関する事項（有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産**

**する場合に限る。**）

**(3)原材料及び添加物の配合割合に関する事項**

**(4)製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項**

**(5)製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関る事項**

**(6)生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項**

**(7)苦情処理に関する事項**

(8)**年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項**

**(9)生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必**

**要な事項**

この規程は令和　年　月　　日より適用する。